

遠賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

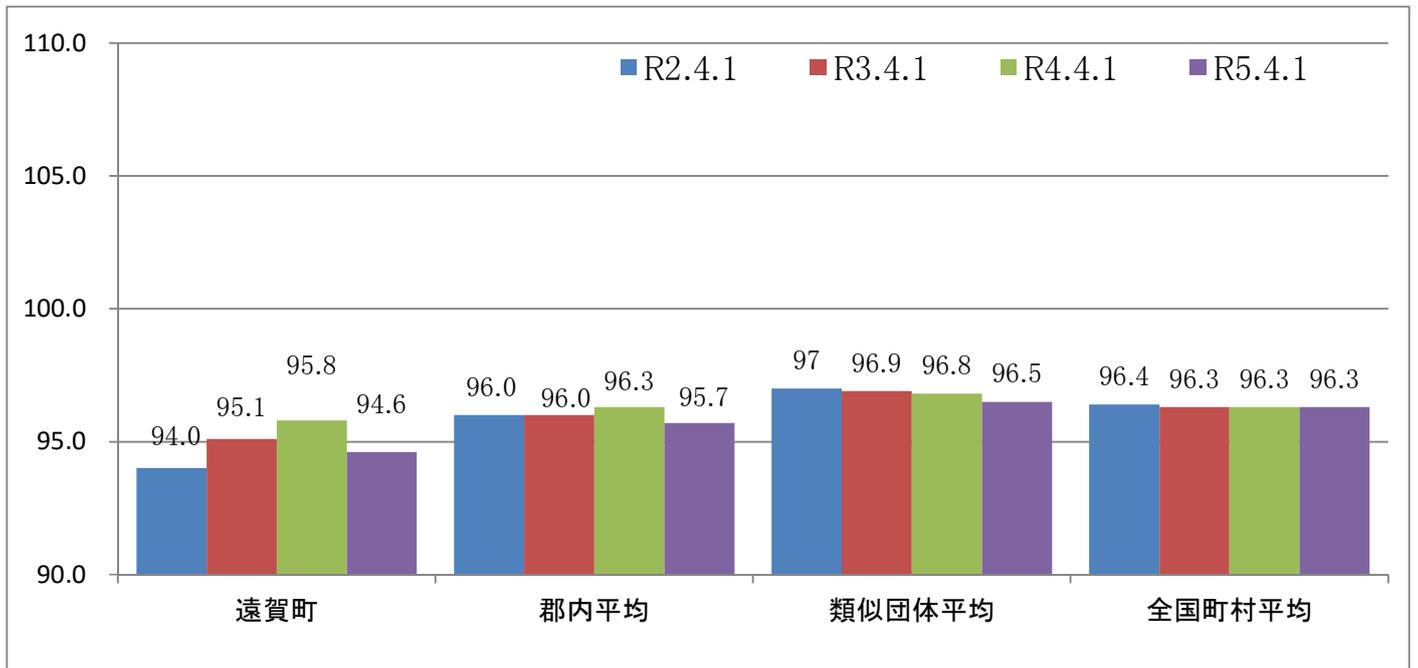
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度人件費率
4年度	19,107 人	9,599,791千円	556,494千円	1,094,119千円	11.4%	11.2%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	125 人	396,914 千円	67,076 千円	158,611 千円	622,601 千円	4,981 千円	5,664 千円

- (注) ① 職員手当には退職手当を含みません。
 ② 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
 ③ 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数は当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) ① ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 ② 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合)

0%を支給

(実施時期)

県及び近隣市町の近年の給与改定状況を総合的に検討し支給を実施。(平成28年4月1日～令和2年3月31日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠賀町	41.8 歳	308,443 円	327,035 円	323,143 円
福岡県	41.8 歳	317,060 円	407,996 円	357,005 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.9 歳	306,346 円	364,711 円	335,794 円

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		遠賀町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	191,400 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	158,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数7～9年	経験年数15～19年	経験年数20～24年	経験年数25～29年
一般行政職	大学卒	238,400 円	300,900 円	355,000 円	370,600 円
	高校卒	212,600 円	該当なし	該当なし	341,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

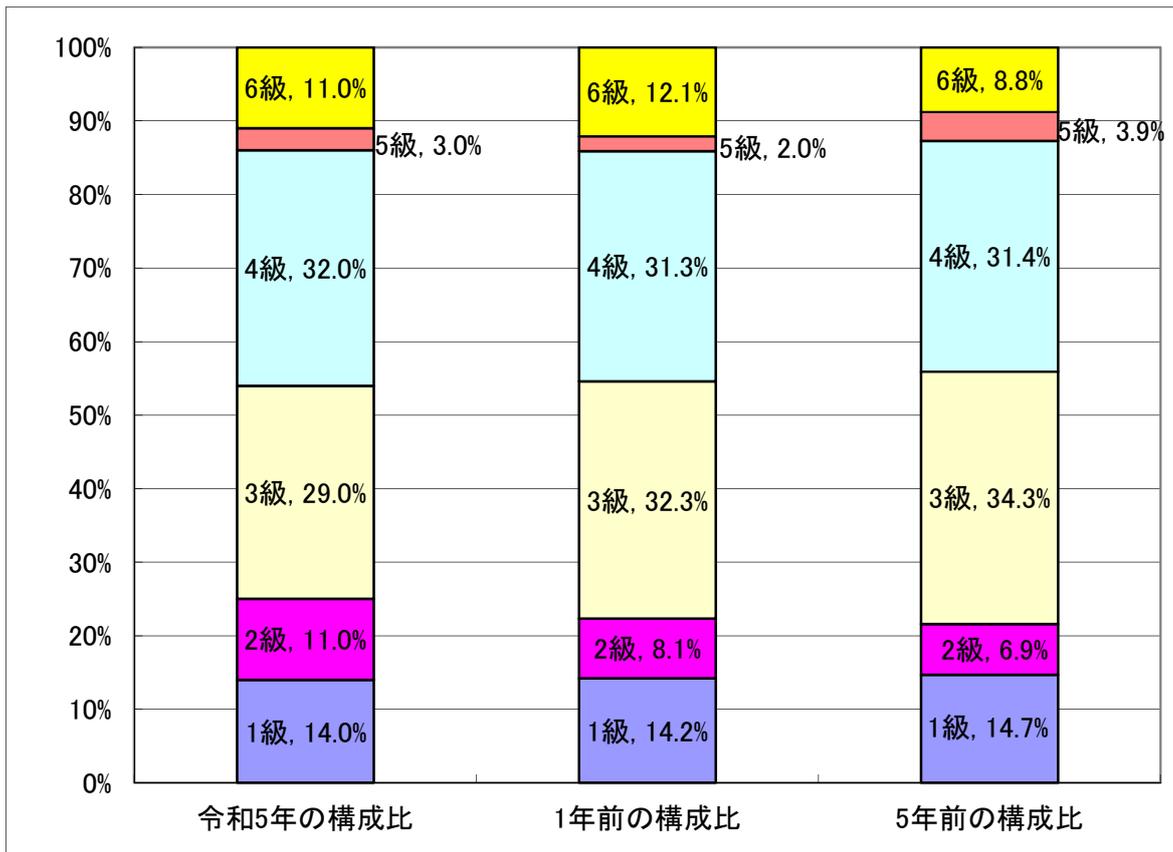
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6 級	課長	11	11.0	319,200	411,200
5 級	課長・課長補佐	3	3.0	290,700	396,000
4 級	係長・企画主査	32	32.0	266,000	388,500
3 級	主査	29	29.0	234,400	350,000
2 級	主任	11	11.0	198,500	304,200
1 級	主事・主事補	14	14.0	150,100	247,600

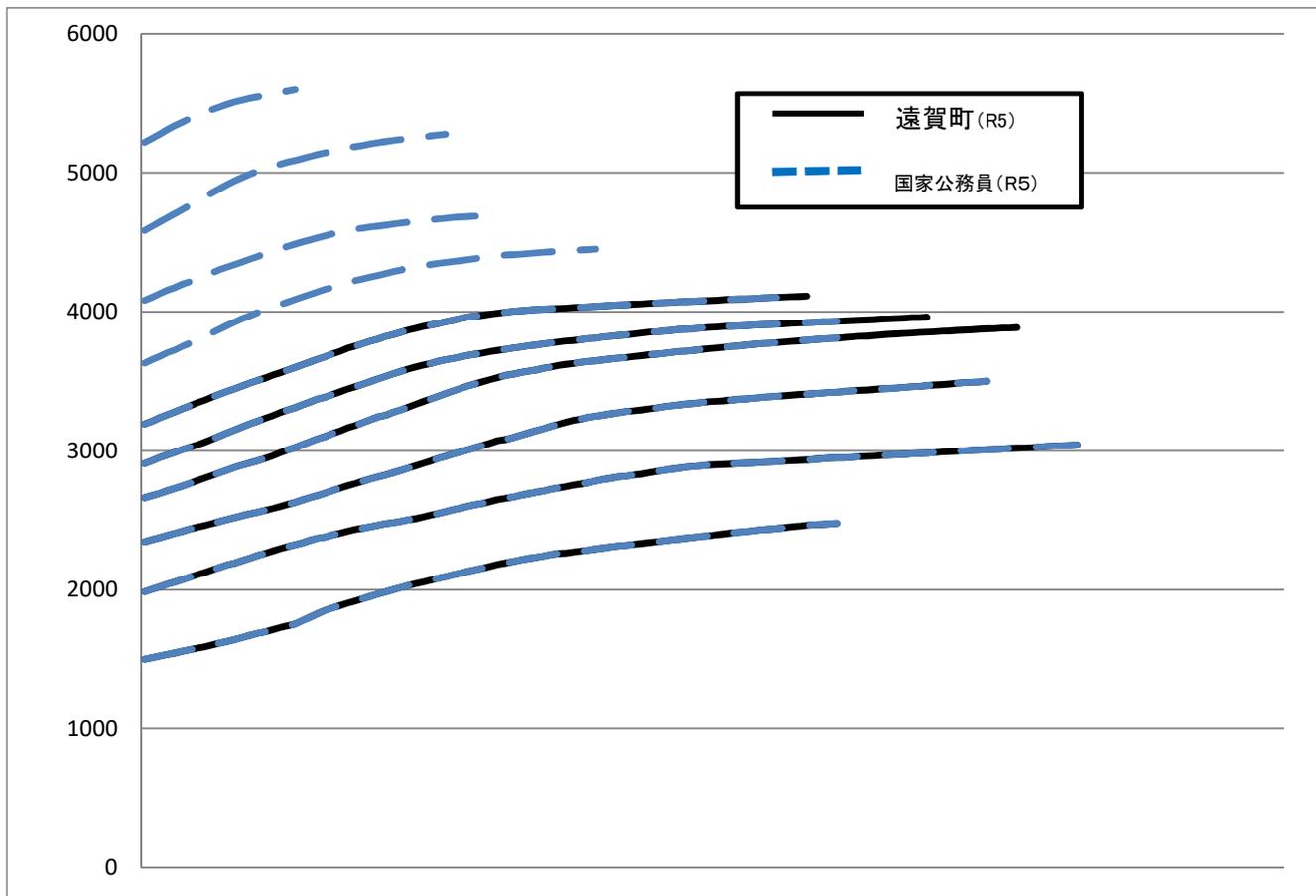
(注)① 遠賀町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

また、一般行政職とは行政職のうち税務職と保健師職を除いたものです。

② 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(3)国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和5年4月1日)



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠賀町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,326 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,592 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 非公表
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

遠 賀 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	9,022,878 円		1人当たり平均支給額	非公表	

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度普通会計決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	10 %	0 人	10 %

(注) 支給対象地域に派遣された職員に対して支給しています。

遠賀町は令和2年度より廃止しています。

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度普通会計決算)		107 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)		35,571 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		2.33 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度普通会計決算) 左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員の勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員が、患者、患畜、疑似患者若しくは疑似患畜の護送又は患者、患畜その他の消毒事務に従事したとき		該当なし 1人につき1,500円
行旅病死人処理勤務手当	行旅病人・行旅死亡人の処理に従事したとき		該当なし 行旅病人 日額1,500円 行旅死亡人 日額2,000円
税務手当	町税の徴収に従事する徴収係職員		107千円 月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度普通会計決算)	30,094 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度普通会計決算)	269 千円
支給実績(3年度普通会計決算)	36,421 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度普通会計決算)	331 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度普通会計決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員の除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 ○配偶者 6,500円 ○子 10,000円(16歳~22歳の子1人につき5,000円加算) ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	11,687 千円	248,669 円
住居手当	○住居を借り受け、月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対してはその家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 ○住居を所有する世帯主である職員に対しては支給なし	同	—	7,504 千円	277,926 円
通勤手当	○交通機関を利用している職員運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を使用する場合(片道2km以上)使用距離に応じて1,950円~13,650円支給	異	○交通機関利用は同じ ○自家用車等を使用する場合(片道2km以上)使用距離に応じて2,000円~31,600円支給	5,803 千円	62,394 円
管理職手当	○課長 月額51,900円・49,600円 ○課長補佐 月額37,900円	同	—	9,240 千円	577,513 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分		給料 月額等			
給料 報酬	町 長	775,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町 長	627,000	円	880,000	円/ 492,000 円
	議 長	346,000	円	710,000	円/ 468,000 円
	副議 長	291,000	円	420,000	円/ 268,000 円
	議 員	272,000	円	360,000	円/ 218,000 円
期末手当	町 長	(4年度支給割合)			
	副町 長	6月期 1.20月分	12月期 1.20月分	計2.40月分	特別職加算20%
退職手当	議 長	(4年度支給割合)			
	副議 長	6月期 1.20月分	12月期 1.20月分	計2.40月分	特別職加算20%
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副町 長	給料月額×在職年数×510/100		15,810,000円	任期ごとに支給
		給料月額×在職年数×300/100		7,524,000円	任期ごとに支給

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

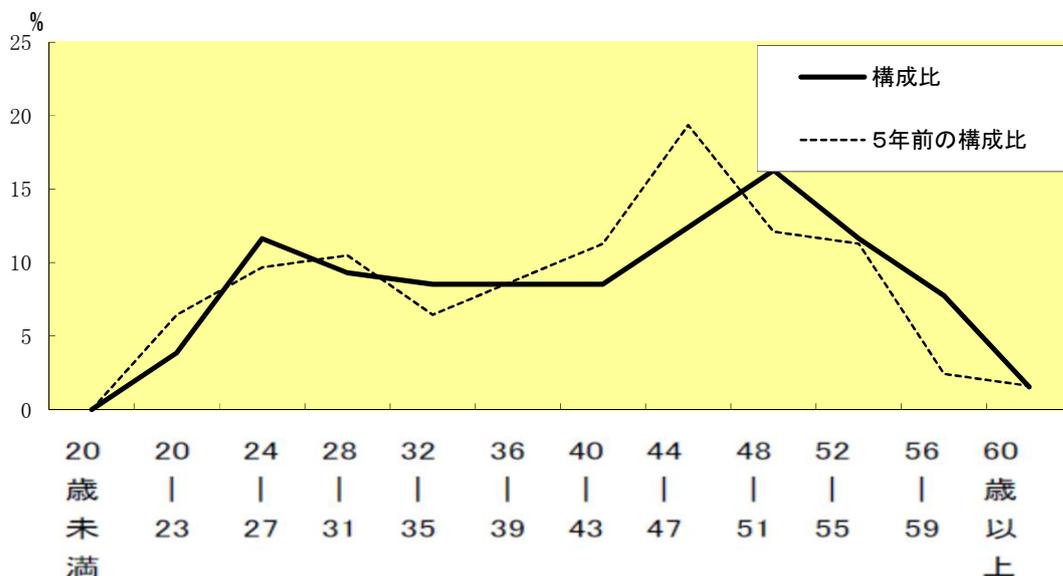
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		・休職者を総務課付としたことによる増 ・休職者の異動、中途退職による減
		総務企画	36	39	3	
		税務	10	8	△2	
		民生	23	23		
		衛生	10	10		
		農林水産	5	5		
		商工	3	3		
		土木	16	14	△2	
	計	106	105	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.54 人)	
		教育部門	12	12		
	小計	118	117	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.72 人)	
公営企業等 会計部門	国民健康保険	2	2		・広域連合への派遣期間終了による減	
	老人保健	2	1	△1		
	介護保険	2	2			
	下水道	7	7			
	小計	13	12	△1		
合計		131 [141]	129 [141]	△2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.51 人	

(注)① 職員数は一般職に属する職員数です。

② []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	15人	12人	11人	11人	11人	16人	21人	15人	10人	2人	129人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	100	103	106	106	105	5 (5.00 %)
教育	13	13	12	12	12	△1 (△ 7.69 %)
普通会計計	113	116	118	118	117	4 (3.54 %)
公営企業等会計計	13	14	13	13	12	△1 (△ 7.69 %)
総合計	126	130	131	131	129	3 (2.38 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 職員の福祉の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

遠賀町が加入している福岡県市町村職員共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

☆ 短期給付事業(医療関係等)

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付を行っています。

☆ 長期給付事業(年金関係)

組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。

☆ 福祉事業(健康保持増進事業等)

健康対策関係として総合健診などの保健事業、住宅資金等の貸付事業などを行っています。

(2) 職員の福利厚生状況

地方公共団体は地方公務員法に基づき、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施することが義務付けられています。

遠賀町では、遠賀町職員厚生会が町から助成を受けて各種厚生事業を実施しています。

<参考>

項目	会員数	会員掛金総額	町負担金総額	掛金・町負担金割合
令和3年度決算	126人	3,292,606 円	1,671,884 円	1 : 0.51
令和4年度決算	126人	3,273,115 円	2,656,011 円	1 : 0.81

◎ 主な事業内容

レクリエーション(バスハイクなど)、スポーツ大会、クラブ活動助成など

(3) 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の令和4年度の認定件数は、2件でした。